

富士川町地域おこし協力隊員募集要項

1 目的

富士川町では都市圏部の人材を積極的に受け入れ、その定住を図るとともに、地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊員を募集します。

2 募集人数

1名

3 募集要件

次の全ての要件を満たす方のうち、地域おこし協力隊員に委嘱された後、速やかに本町へ生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方

- (1) 条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に指定された地域をいう。以下同じ。)を有する市町村以外の市町村から生活の拠点を本町へ移し、住民票を異動させる者又は一部の地域が条件不利地域である地域(以下「一部条件不利地域」という。)を有する市町村の条件不利区域(一部条件不利地域のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により過疎地域とみなされる区域、山村振興法、離島振興法又は半島振興法に指定された地域をいう。)以外の区域から生活の拠点を本町へ移し、住民票を異動させる者。ただし、3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。)以外の市町村又は区域(政令指定都市を除く。)から異動する場合は、鰯沢区域に生活の拠点を移し、住民票を異動させる者に限る。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (3) 心身が健康で、意欲と情熱を持ち積極的かつ誠実に活動ができる者
- (4) 普通自動車免許を有して運転ができる者
- (5) 活動終了後も富士川町に定住し、就業及び起業する意思のある者

4 活動概要

富士川町では、「持続可能な農業・農村の確立」を目指し、令和5年度から、町内中山間地域において、農村RMO(農村型地域運営組織)形成推進事業を実施しています。この事業に取り組む、地域づくり協議会の活動を伴走支援してい

くことが、主な活動になります。

活動概要は、次のとおりです。

- (1) 農村RMO形成推進事業に関する活動
- (2) 特産農産物（ゆず・トマト・棚田米・ぶどう・大豆 等）の生産強化、ブランド化及び農業の6次産業化等農業振興に関する活動
- (3) 地域活性化に関する活動
- (4) 町長が必要と認める活動

【活動例】

- ・ 棚田を活用したイベントの企画運営
- ・ 新たな特産農産物の実証栽培
- ・ 特産農産物を使った加工品開発
- ・ スマート農業機械の実証導入
- ・ あじさい祭り、ゆずの里祭りの企画運営
- ・ みさき耕舎、たはたの宿のPR活動
など

5 求める人物像

農業を核とした地域活性化の取組に関心があり、地域の一員として、地域住民と一体となり、活動に取り組むことができる方で、雇用期間後に、地域農業の担い手となり、活躍できる方

6 勤務地

富士川町役場 産業振興課内 事務局

7 勤務時間

月 20 日勤務（午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分：7 時間勤務）

週休 2 日（業務シフトにより曜日の変動する場合あり）

年次有給休暇は、富士川町会計年度任用職員の規定に準じます。

8 委嘱期間

富士川町会計年度任用職員の規定に準じます。

委嘱期間は、委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

業務及び活動状況を勘案して、令和 10 年 3 月 31 日まで延長ができます。

委嘱期間中において隊員としてふさわしくないと判断した場合、取り消すことがあります。

9 給与等

月額 169,806 円

1か月の活動が20日に満たないときは、活動日数により算出する

10 待遇・福利厚生

雇用保険、厚生年金保険、健康保険に加入します。

業務に必要な消耗品等は予算の範囲内において用意します。

11 提出書類

- (1) 履歴書
- (2) 応募動機作文（400字程度）
- (3) 住民票抄本
- (4) 運転免許証写し

提出書類は、郵送または持参により下記書類提出窓口に提出すること。

提出してもらいました書類等は返却しませんのでご了承ください。

12 申込期間

（決裁日）～令和7年8月29日（郵送または持参による必着）

持参による場合の開庁時間：平日8時30分～17時00分

※定員に達しない場合、申込受付期間を延長し、随時受付選考を行い、採用が決定次第、募集を終了します。

13 審査

- (1) 応募者全員に面接審査を実施します。面接日時は応募者全員に連絡します。
- (2) 最終結果報告は文書で通知します。
- (3) 応募及び審査にかかる経費等については、応募者の負担となります。
選考経過及び結果の問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

14 問い合わせ先・書類提出窓口

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134 番地

富士川町役場 政策秘書課 政策推進担当

電話 0556-22-7216 FAX 0556-22-3177

E-Mail seisaku@town.fujikawa.lg.jp